

証明料は1300円

住宅用家屋証明の必要書類

(イ)-A 施行令第41条 新築住宅	(イ)-B 施行令第41条 建築後未使用の住宅	(ロ) 施行令第42条第1項 建築後使用されたことのある住宅
<p>1 建築確認通知書または検査済証</p> <p>2 登記事項証明書 (オンライン申請の時は、登記申請書と登記完了証)</p> <p>3 住民票 (まだ入居していない時は…) ①現在の住民票 ②申立書 ③現住居の賃貸借契約書または、 売買契約書等の添付書類</p> <p>4 認定通知書 長期優良住宅用家屋証明を申請する場合は、県知事の認定通知書</p> <p>低炭素住宅用家屋証明を申請する場合は、低炭素建築物新築等計画認定通知書</p>	<p>1 建築確認通知書または検査済証</p> <p>2 登記事項証明書 (オンライン申請の時は、登記申請書と登記完了証)</p> <p>3 住民票 (まだ入居していない時は…) ①現在の住民票 ②申立書 ③現住居の賃貸借契約書または、 売買契約書等の添付書類</p> <p>4 売買契約書もしくは売渡証書等</p> <p>5 家屋未使用証明書(表示登記の申請者が発行)</p> <p>6 認定通知書 長期優良住宅用家屋証明を申請する場合は、県知事の認定通知書</p> <p>低炭素住宅用家屋証明を申請する場合は、低炭素建築物新築等計画認定通知書</p>	<p>1 登記事項証明書 ※前所有者のわかるもの</p> <p>2 住民票 (まだ入居していない時は…) ①現在の住民票 ②申立書 ③現住居の賃貸借契約書または、 売買契約書等の添付書類</p> <p>3 売買契約書もしくは売渡証書等</p> <hr/> <p>(軽減の対象となる登記簿上の構造) 木造・軽量鉄骨造 建築後20年以内</p> <p>上記以外 建築後25年以内</p> <p>※ H17. 4. 1以降に取得した既存住宅については、上記年限を超えるものであっても、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準に適合すると認められる場合は、登録免許税の税率軽減措置の対象となります。</p>

※面積要件は、50㎡以上で、併用の場合90%以上が居宅部分であること。(建築確認や家屋補充台帳等で面積割合確認)

※添付書類が原本で申請された場合は、必要と判断された書類全ての写しをとらせていただきます。

住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令

- (イ) 第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

平成 年 月 日

上ノ国町長 様

申請者 住所 _____

TEL _____

氏名 _____ (印)

所有者	住所			
	氏名			
家屋の所在地		上ノ国町字	家屋番号	
建築年月日		平成 年 月 日		
取得年月日		平成 年 月 日		
取得の原因 (移転登記の場合)		(1) 売買	(2) 競落	
申請者の居住		(1) 入居済	(2) 入居予定	
床面積		m ²	構造	造
区分建物の耐火性能		(1) 耐火又は準耐火	(2) 低層集合住宅	

【備考】

- 1 { } の中は、(イ) 又は (ロ) のうち該当するものを○印で囲み、(イ) を○印で囲んだ場合は、さらに (a) から (f) のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 2 「建築年月日」の欄は、(b) 又は (d)、(f) を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 3 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、(a) 又は (c)、(e) を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 4 「取得の原因」の欄は、上記 (イ) (b) 若しくは (d)、(f) 又は (ロ) を○印で囲んだ場合に限り (1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 5 「申請者の住居」の欄は、(1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 6 「構造」の欄は、建築後 20 年超 25 年以内に取得された家屋について証明を申請する場合に記載し、当該家屋の登記記録に記載された構造を記載すること。
- 7 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、(1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記載された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1) を○印で囲むこと。

交付番号	担当者	手数料
		1300 円

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

- (イ) 第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

の規定に基づき、下記の家屋〔平成 年 月 日 { (ハ) 新築 }
{ (ニ) 取得 }〕がこの規定に
該当するものである旨を証明します。

所有者	住所			
	氏名			
家屋の所在地		上ノ国町字	家屋番号	
取得の原因 (移転登記の場合)		(1) 売買	(2) 競落	

平成 年 月 日

上ノ国町長 工藤 昇

申立書

平成 年 月 日

上ノ国町長 様

所有者 住所
氏名 印

このたび、私が建築(又は取得)しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

1. 家屋の表示

所在地	
家屋番号	

2. 入居予定年月日 平成 年 月 日

3. 現在の家屋の処分方法等

- (1) 売却する【売買契約書、媒介契約書等の写し】
- (2) 賃貸する【賃貸契約書、媒介契約書等の写し】
- (3) 現在の家屋が借家、社宅等である。
【賃貸借契約書、使用許可証、家主の証明書等の写し】
- (4) 親族等が居住する【親族等の申立書、同居が確認できる書類等】
- (5) その他()

4. 入居が登記の後になる理由

- (1) 資金調達上抵当権設定を急ぐため
- (2) その他()

5. 添付書類 3の【】内の該当書類及び現在の住民票

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、所管の登記所(法務局)に通知されても異議はありません。